

松川町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



もくじ

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の目的及び趣旨と背景.....	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画の期間.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
統計による松川町の状況.....	6
第3章 計画の基本理念	9
1 基本理念	10
2 基本目標	12
3 施策体系	12
第4章 施策の展開	13
1. 妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築	14
2. 乳幼児期の健やかな成長の土台づくり	15
3. 子育ての不安を解消できる環境づくり	16
4. 豊かな保育の提供	19
5. 健やかな子どもの育ちを支える環境づくり	21
第5章 推進体制.....	23
1 計画の推進に向けて.....	24
2 計画進捗・評価.....	24
第6章 資料編.....	25
教育・保育の量の見込みと確保方策.....	26
子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果 報告書（抜粋）.....	31
松川町子ども・子育て会議委員名簿.....	37
松川町子ども・子育て会議設置要綱.....	38

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的及び趣旨と背景

計画策定の目的

本計画は、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることや、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供のための、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。松川町が子育て施策を展開していくうえでの、計画の趣旨・期間、位置づけ、計画の基本的な考え方等を示します。

趣旨と背景

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちの未来をつくる貴重な存在です。社会の希望である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備が必要です。

わが国の少子化は急速に進行しており、1人の女性が生涯に産む子どもの数にあたる2018年の合計特殊出生率は1.42となり、3年連続の低下となっています。政府が2025年度までにめざす子育て世代が希望通りに子どもを持てる「希望出生率」の1.8を大きく下回っています。その背景には、晩婚や非婚化、また子育てに関する不安や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが挙げられます。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現のため、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

本町は、平成27年度に第1期となる「松川町 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、よりよい子育て環境の整備に取り組んできました。今回、第1期事業計画が令和元（2019）年度末で終了することから、第2期事業計画を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間として策定します。なお、各施策の進捗状況について、年度ごとに分析・評価を行っていきます。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「松川町次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「松川町総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である令和 6 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
 計画策定	松川町子ども・子育て支援事業計画（本計画）						
					 評価 次期計画策定	次期計画 (令和 7 年度～)	

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

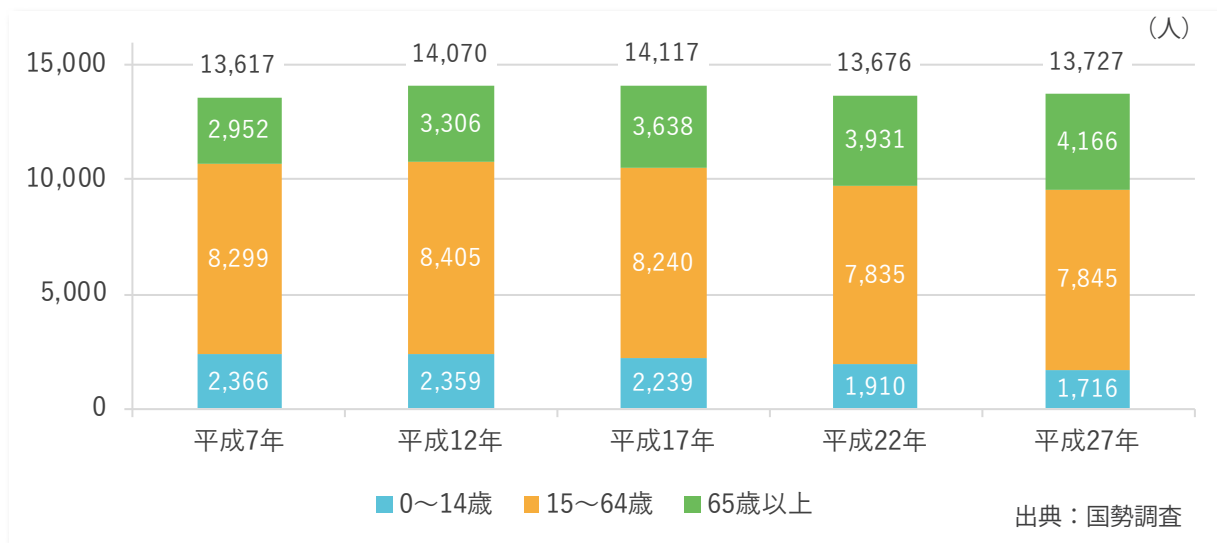
統計による松川町の状況

(1) 人口・世帯の状況

①人口及び年齢3区分別人口の推移

平成7年から平成27年までの人口の推移をみると、平成17年まで上昇していた人口が平成22年に一旦減少しましたが、平成27年度には約50人増加となりました。年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者は年々増加している一方で、0～14歳の年少人口は平成7年をピークに減少しています。

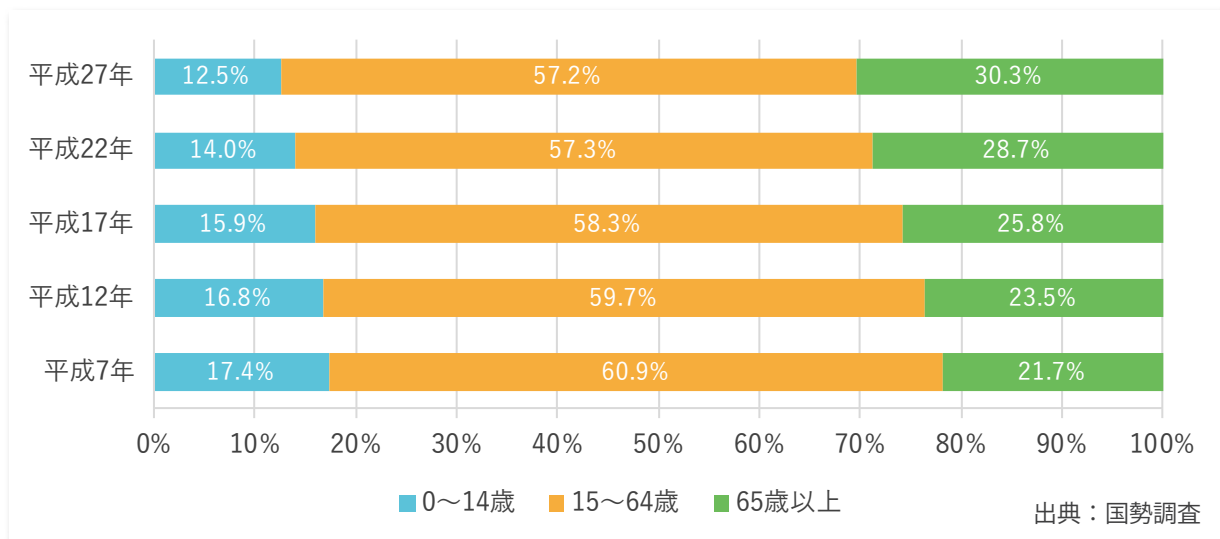
【図 1-1-1 人口の推移】



②年齢3区分別人口割合の推移

平成7年度から27年度の年齢3区分別人口の割合をみると、0～14歳の年少人口の割合は、20年間で4.9ポイント減少しています。65歳以上の高齢者の割合は20年間で8.6ポイント増加しています。

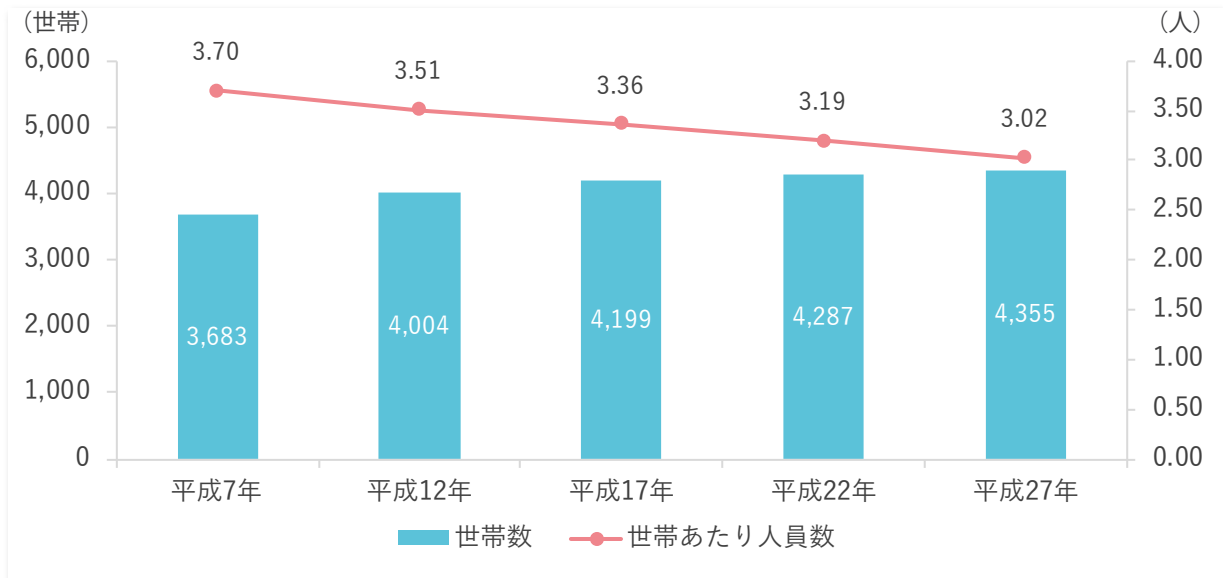
【図 1-1-2 階層別人口の推移】



③世帯数の世帯当たり人数の推移

平成7年度から27年度の世帯数をみると、20年間で672世帯増加し、世帯当たりの人数は0.68人減少しています。

【図 1-1-3 世帯数・世帯当たり人数の推移】

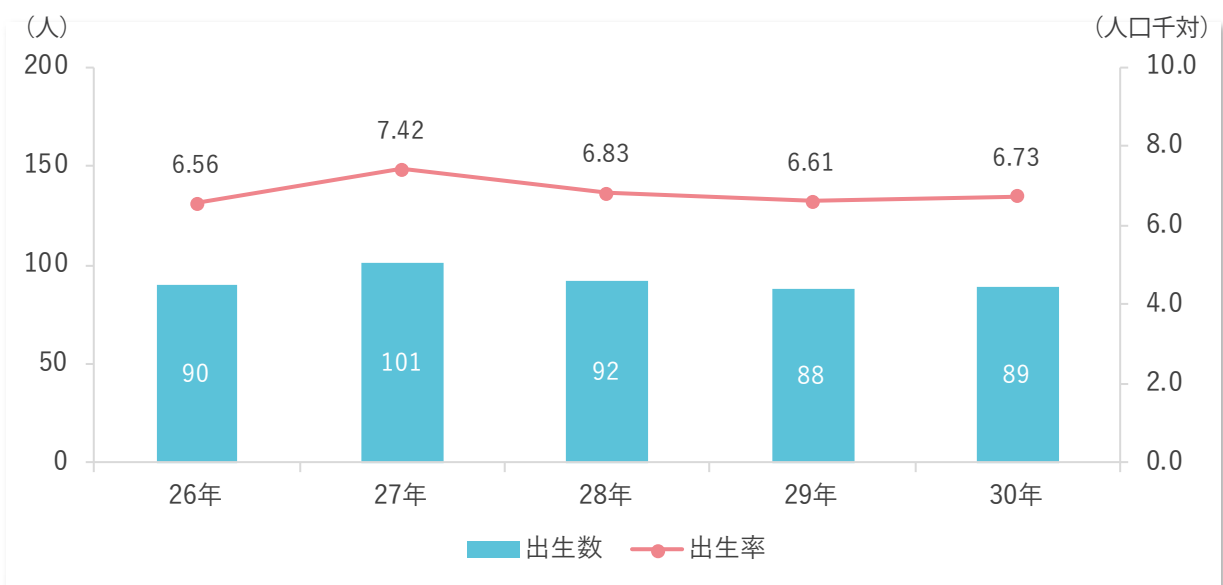


(2) 出生率の推移

①出生数及び出生率の推移

平成27年をピークに出生数は減少傾向にあり、平成30年では89人となっています。出生率をみると、平成27年以降減少傾向となっていたものの、平成30年は若干増加し6.73となっています。

【図 1-2-1 出生数及び出生率の推移】



第3章 計画の基本理念

1 基本理念

本町では、すべての子どもたちが健やかに育ち、すべての子育て家庭（親たち）が、地域社会と連携、協力をしながら、安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、「子ども」「親」「地域」を子ども・子育ての主体的な存在と位置づけ、これら3者の育ちを促す「子育て＝育つ力」「親育ち＝育てる力」「地域育ち＝支える力」を、子ども・子育て支援の基本的な考えとしています。

それぞれの「育ち・3つの力」について、以下のように基本理念を定め、共に育ち合う町の実現を図ります。

1. 「子育て＝育つ力」

すべての子どもがその誕生を喜ばれ、人と人とのかかわりを通して豊かな人間性を形成し、自らの個性や能力を生かして自立した次代の親になっていくことを支援します。

2. 「親育ち＝育てる力」

子どもを生み育てる親が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じながら、互いに希望を語り合い、子育てを通して親も育っていく環境づくりを支援します。

3. 「地域育ち＝支える力」

地域が、人々の交流を通して、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、連携の輪が広がる生活しやすい環境となっていくことを支援します。

基本理念・・・①「子育て＝育つ力」

すべての子どもがその誕生を喜ばれ、人と人とのかかわりを通して豊かな人間性を形成し、自らの個性や能力を生かして自立した次代の親になっていくことを支援します。

すべての子どもは、「児童の権利に関する条約」に基づき、個人としての自主性や個性が大切にされ、その利益が最大限確保されなければなりません。

そこで、子どもの「育つ力」を見守り、育み、支援するという観点に立ち、さまざまな人との関わりや体験などを通して、健やかでたくましい心豊かな人間として育つよう、また子どもたちが夢を育み、希望を持って自らの力を発揮できるよう支援していきます。

基本理念・・・②「親育ち＝育てる力」

子どもを生み育てる親が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じながら互いに希望を語り合い、子育てを通して親も育っていく環境づくりを支援します。

親は、子どもとの生活を通して多くのことを学び、成長していきます。子どもと過ごす時間を大切にし、この中で喜びや安らぎを感じ、親子の絆を育んでいくことが必要です。

また家庭は、社会を組織する基礎的な集団であり、子どもが生まれ育つ上で最も重要な役割を担っています。子どもの思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図り、地域と連携し、家族が親密な触れ合いを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが大切です。

そこで、親が安心して子どもを産み育て、温かい家庭を築きながら、子育てについての悩みを相談できる場所、保護者同士が交流する機会を作るなど、「親育ち」のできる環境づくりを支援します。

基本理念・・・③「地域育ち＝支える力」

地域が、人々の交流を通して、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、連携の輪が広がる生活しやすい環境となっていくことを支援します。

地域にとって子どもは、次代を担うかけがえのない「宝」です。人々の暮らしの変化や価値観の多様化に伴い、人と人との結びつきが薄れていく中で、子どもが育つことや子どもを生み育てるといふ営みを社会全体で応援していくことが必要とされています。

「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、子育ての苦労や喜びを分かち合う豊かな関係作りが求められているのです。

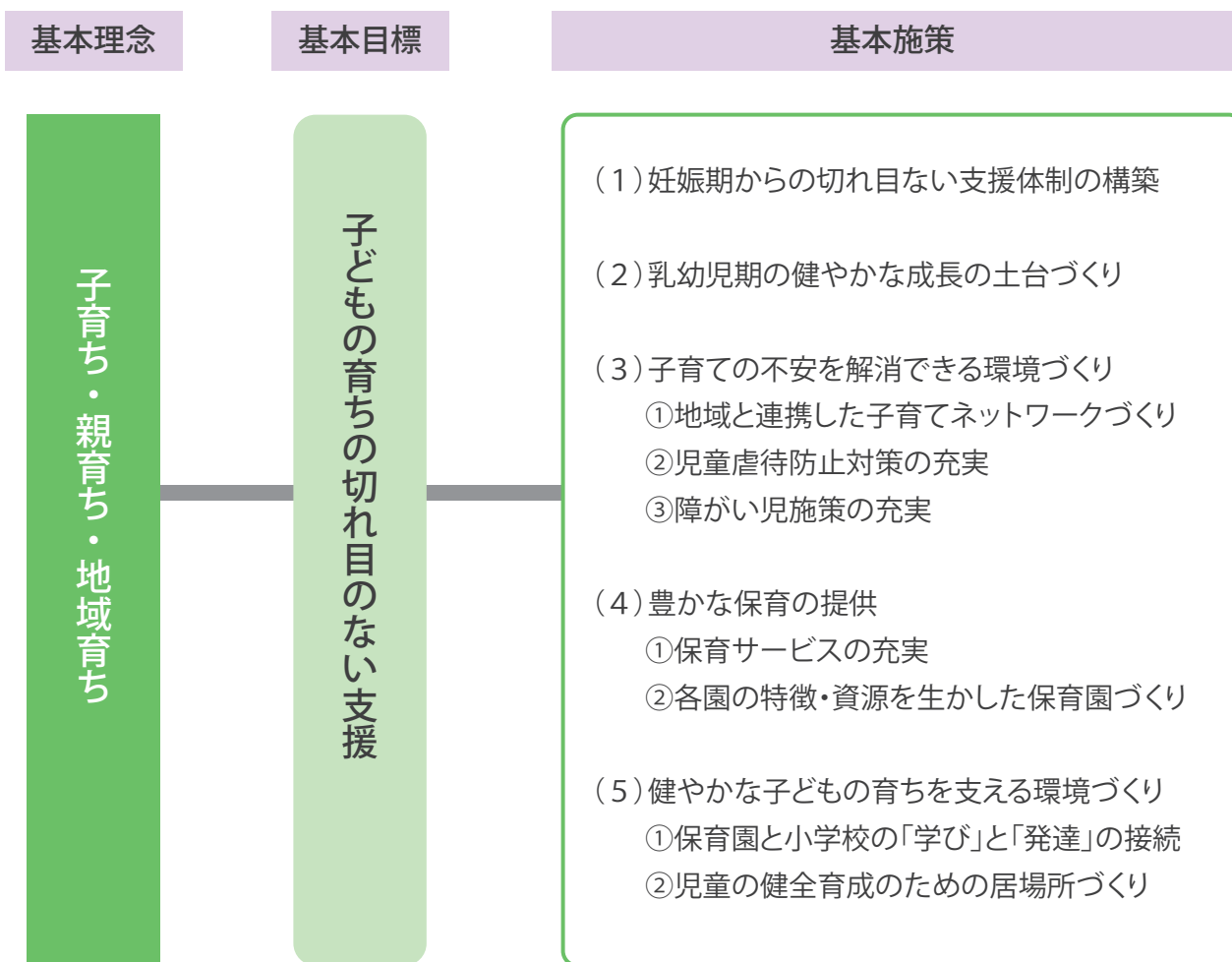
そこで、子どもや子育て家庭を支える地域活動を活性化させるとともに、地域相互の信頼感やつながりを育て、町民一人ひとりが地域の一員として「子育て」に役割を見出し、子どもが健やかに成長できるよう見守り・協力し合うまちづくりを目指します。

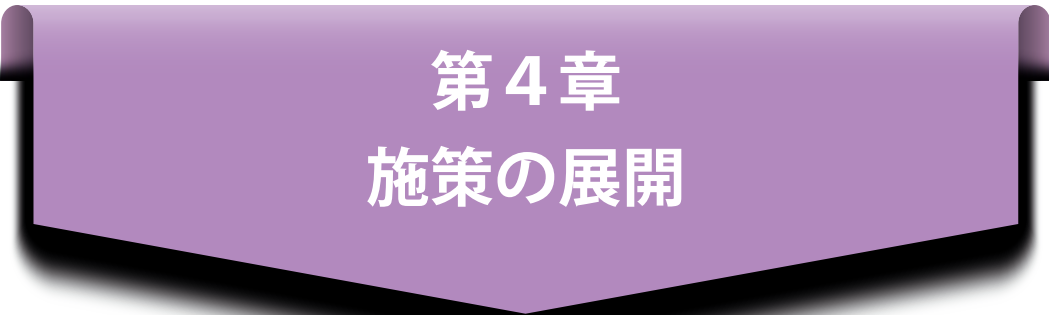
2 基本目標

子どもの育ちの切れ目のない支援

安心して子育てできる環境を整えるために、各発達段階で切れ目なく子育てする体制を整えるとともに、関係機関や地域との連携を深めていきます。

3 施策体系





第4章
施策の展開

1. 妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築

<現状・課題>

母親自身の健康が子育てに大きく影響することは言うまでもありません。どの母親も少なからず抱えている不安を、いかに地域社会が理解し、支え、軽減していくかが重要です。妊娠期から保健師や助産師とつながりをもち、安心して出産を迎えられる体制づくりが大切です。

<施策の方向>

子どもを授かることを望む夫婦の経済的な負担軽減や、妊娠期から出産期の母子の健康が確保され、安心・安全な出産ができるような支援を行います。

また、妊娠による母体の変化や、生活のあり方を理解する機会を作り、父親の子育て参加を推進していきます。

No.	施策名	内容	担当課
1	めばえ支援	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを授かることを望む夫婦へ不妊治療費の助成をします。 	保健福祉課
2	両親学級の開催	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中の生活や栄養、身体、出産、育児などについての学習を行います。 父親の参加を促す方策を検討します。 	保健福祉課
3	産後健診・産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> 産後間もない母親のため、おおむね産後2週間と1か月の2回、産婦健診の費用を助成します。 事情により家族からの十分なサポートを受けられず、育児に不安をもつ母親が、病院での宿泊や日常生活を送ることで、心身のケアや相談を受けられるよう、その費用の一部を助成します。 	保健福祉課

2. 乳幼児期の健やかな成長の土台づくり

<現状・課題>

子どもの健やかな成長に欠かすことのできない保健や医療の充実により、全ての子どもがいつでも適切な医療を受けられるよう支援しなければなりません。子どもや育児環境の実態を踏まえた親の育児力形成の支援を行います。

<施策の方向>

健診事業を充実させ、子どもの発達・発育の状況を保護者や仲間と共有できる場を作ります。子どもの成長段階や母親の悩みに応じたさまざまな専門職が連携し、切れ目のない支援体制を構築します。また、全ての子どもが適切な医療を受けられる経済的支援も実施します。

No.	施策名	内容	担当課
1	乳幼児健診・相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4か月、7か月、10か月、12か月、1歳半、2歳、2歳半、3歳時に実施します。 ・ 保健師や栄養士、心理士による相談事業のほか、母親同士がつながれる場として活用します。 	保健福祉課
2	福祉医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生から18歳までの子どもを対象に、病気やけがで通院・入院した場合の医療費を助成します。 ・ 医療を受けやすくするため、医療機関等で支払う額を一部負担金(300円)のみとします。 	保健福祉課
3	療育遊びの教室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子でふれあい遊びや課題遊びを行いながら、子どもの成長や発達を促します。理学療法士、言語療法士、臨床心理士による専門相談を行います。 	保健福祉課

3. 子育ての不安を解消できる環境づくり

①地域と連携した子育てネットワークづくり

<現状・課題>

友人や親類が近くにいない母親は孤立感を感じながら日々子育てしています。また、子育て支援センターは町の中心部から離れており、利用しづらいという声も多く聞かれます。地域へ出向き、子育ての仲間に出会えるきっかけづくりをすることも大切な役割と考えられます。

<施策の方向>

妊娠期から子育てに関する町のあらゆる機関や同年齢の子をもつ母親とつながることができ、安心して子どもを産み育てることができる支援体制の確立を目指します。助けを求めることができない保護者を支援するため、地域へ出向き相談しやすい場所を提供することなどの方法を検討する必要があります。子どもの成長段階や母親の悩みに応じ、さまざまな専門職が連携し、切れ目のない支援体制を構築します。遊び場の提供や子育てに関する情報の提供を行い、保護者が保護者として成長できるよう支援します。

No.	施策名	内容	担当課
1	子育て支援センターの充実 (地域子育て支援拠点事業)	<ul style="list-style-type: none"> 親子での遊び場の提供、子育て全般に関する相談や援助を行います 地域に出向いた子育て支援活動を行います 	こども課
2	子育てサークル活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 未就園の親子が同じ仲間と集い、交流する場を提供するため、子育てサークル活動の企画、運営、および自主サークルの支援をします。 	こども課
3	ペアレント・トレーニングの実施	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに困り感を感じる保護者を対象に、子どもとの向き合い方、対応の方法を学ぶ機会を提供します。 	こども課
4	赤ちゃんクラブ事業	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦から12か月児までの親子を対象に、子育てに関する講演会や、おしゃべり会などを通して母親同士の交流を図ります。 保健師・助産師・保育士を配置し、気軽に心配事の相談ができる体制を整えます。 	こども課

②児童虐待防止対策の充実

<現状・課題>

全国的に養育者による児童虐待は大きな問題となっています。児童虐待は貧困や家族形態の変動、障がいや疾病、社会的孤立など、あらゆる要因が複雑に絡み合って生じると言われます。保護者支援という視点にたち、チームワークでの早急かつ適切な対応が必要となります。

<施策の方向>

児童虐待防止に向けて、虐待を未然に防ぐための相談体制を明確にし、虐待が疑われる家庭の情報共有や児童虐待対応のための知識を普及するなど関係機関との連携の強化を図ります。児童虐待が起こってしまった場合には、被害にあった子どもの保護やケアに努めるとともに、関係機関と連携をとり、早期発見・早期対応に務めます。

No.	施策名	内容	担当課
1	要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童および要支援児童の把握と適切な対応を検討するため、地域協議会の機能強化を図ります。 保育園、学校、児童相談所などの関係機関との連携を図り、子どもの保護やケアに努めます。 	こども課

③障がい児施策の充実

<現状・課題>

障がいのある子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう支援を行い、子育てをサポートする体制づくりが必要です。

<施策の方向>

障がいの程度などに応じた、教育・保育が受けられるように支援を行います。また、保育園から小学校、小学校から中学校へスムーズに就学できるように、支援の継続を行います。

No.	施策名	内容	担当課
1	障がい児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児保育を実施し、集団生活が可能な軽度の障がいのある児童の保育ニーズに対応します。 加配保育士を配置し、個別支援計画に基づき、個々にあった支援を行います。 	こども課
2	支援を必要とする児童生徒への教育的支援	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい等の児童生徒に対する学校生活上の介助、学習指導上の支援等を行うため、小中学校へ教育支援員を配置します。 	こども課
3	松川町児童生徒就学相談委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 教育上特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の適正な就学・教育支援・特別支援教育の充実を図るため、児童生徒就学相談委員会を設置し、適正な就学及び就学先の判断を行います。 	こども課

4. 豊かな保育の提供

①保育サービスの充実

<現状・課題>

保護者の就労形態の多様化により、乳児保育、延長保育、休日保育のニーズは今後も増加することが考えられます。保護者が安心して預けられる保育サービスを提供し、保護者の育児に対する負担感を軽減することが、家庭の安定へとつながります。

<施策の方向>

公立保育園4園、へき地保育園1園を運営し、通常保育に加え、多様化する保育ニーズに対応するため、施設および職員の確保を行います。

No.	施策名	内容	担当課
1	延長保育事業	・ 保護者のさまざまな就労形態に対応できるよう、町内5園で延長保育を実施します。	こども課
2	乳児保育事業	・ 3歳未満児の保育ニーズに対応するため、町内5園で未満児保育を実施します。	こども課
3	一時保育事業	・ 疾病や冠婚葬祭などによる一時的な保育ニーズに対応するため、一時保育を実施します。	こども課
4	病児・病後児保育事業	・ 病気中や病気の回復期にある児童の保育ニーズに対応するため、関係機関と連携し、病児・病後児保育を実施します。	こども課
5	休日保育事業	・ 日曜日や祝日の保育ニーズに対応するため、名子中央保育園にて休日保育を実施します。	こども課

②各園の特徴・資源を生かした保育園づくり

<現状・課題>

園児数が少なく他園と同じ活動を行うのが難しかった福与保育園が、平成28年度の1年間休園となりました。福与保育園は、「信州型自然保育 やまほいく」の認定を受け、独自の保育を進めることで園児数を着実に増やすことができています。他園でも、立地条件や地域の団体との交流など、園の特徴を生かした運営を行い、地域に根差した特色ある保育園づくりをする必要があります。

<施策の方向>

町内5園にそれぞれにおいて、立地条件や地域の団体との交流など、特徴を生かした地域性のある保育園運営を行い、保護者に選ばれる保育園づくりを推進していきます。

No.	施策名	内容	担当課
1	やまほいく（信州型自然保育）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの自己肯定感を育むことが期待される「やまほいく」を福与保育園で実施します。 ・ 長野県自然保育ポータルサイト「信州やまほいくの郷」を活用し、町内外に園の活動のPRを行います。 ・ 園外活動で利用するフィールドの整備、やまほいくを行うための職員研修を行います。 	こども課
2	保育園地域活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園と地域のふれあいのため、地域活動や交流事業を実施します。 ・ 小中学生や高校生、高齢者との世代間交流を行います。 	こども課
3	保育園開放事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就園児とその保護者に保育園を開放し、異年齢児の交流、親同士の交流をしながら安心して遊ぶことのできる場、子育て情報の提供を行います。 ・ 子育て相談について、関係機関との連携を図りながら、スムーズに対応します。 	こども課

5. 健やかな子どもの育ちを支える環境づくり

① 保育園と小学校の「学び」と「発達」の接続

<現状・課題>

保育園と小学校での「保小連絡会」を年数回開催し、子どもたちがスムーズに就学できるように、保育参観や個別支援に対する情報交換を行っています。さまざまな支援が必要な子どもが増えてきている現状、今後もきめ細かい対応について保育園と小学校が共に考えていく必要があります。

<施策の方向>

子どもの発達の連続性を踏まえ、幼児教育を就学前教育・保育等という広い視野で捉えると共に、小学校への円滑な接続を推進するため、就学前教育について保育園と小学校が共に考えていきます。

No.	施策名	内容	担当課
1	保小連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちがスムーズに就学できるように、年間数回の会議を開催します。小学校の職員が保育参観を行い、集団生活での様子などの確認、また支援を継続して行う必要がある子どもへの対応等の情報交換を行います。 	こども課
2	保小意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 「学びと発達の接続」を目的とした保育園と小学校の連携を推進するために、授業参観と保育参観を毎年交互に行い、参観した内容を基に「入学までに育てておきたい事柄」などについて、共通の認識を持つための意見交換会を行います。 	こども課

②児童の健全育成のための居場所づくり

<現状・課題>

子育て期の共働き家庭の増加により、児童の放課後の居場所づくりとして運営している児童館利用希望家庭が増加しています。特に低学年（1年～3年）のうち、放課後や長期休みなど何らかの形で、在校生の50.5%の子どもが児童館を利用しています。利用人数の増加に伴い、現在の施設・職員体制のキャパシティでは限界を迎えており、今後は施設の増設や利用人数の制限など見直しを考えていく必要があります。

<施策の方向>

子どもたちが児童館で安全に過ごすための、施設整備・職員配置を行います。入館を希望する家庭の適切な審査を行い、児童館の健全運営を行います。また、児童館以外で子どもが安心して放課後や休日を過ごせる居場所づくりを検討します。

No.	施策名	内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が就労や介護看護などの理由で、昼間家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。 	こども課
2	放課後子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> 学校の空き教室などを活用し、地域の方々の協力を得ながら、異学年児童との遊び場を提供します。 さまざまな体験や交流活動を行います。 	こども課

第5章 推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、計画を住民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 多様な主体との連携による推進

本計画は、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭や地域を始め、保育園や学校、その他関係機関・団体との連携を図り、計画を推進します。

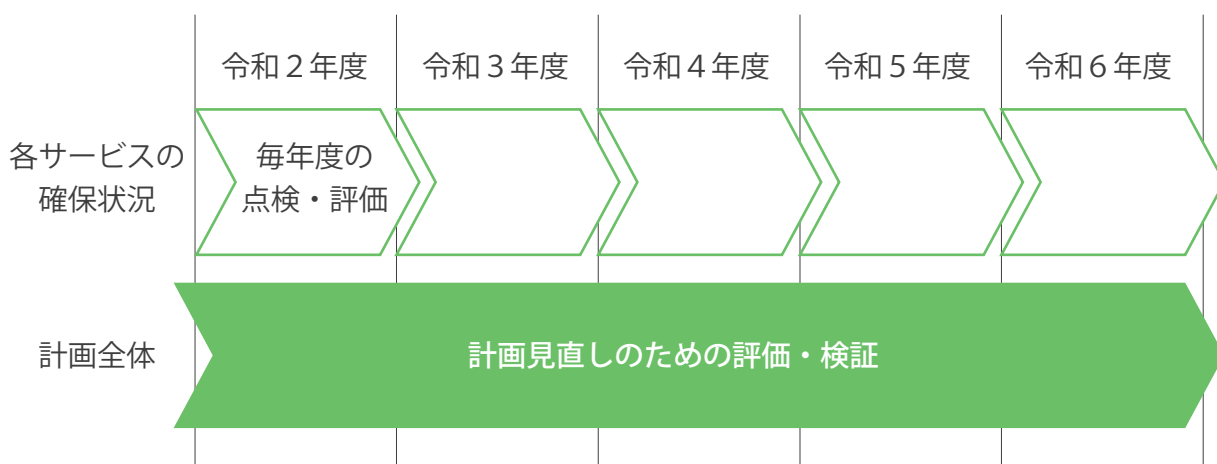
(2) 情報提供・計画の周知


広報誌やホームページなどの広報手段を活用し、計画の周知を行います。

2 計画進捗・評価

計画の実行性を高めるために、計画・実行・点検（評価）・見直しのP D C Aサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

また、本計画では各年における量の見込みと確保の内容について記載しており、計画どおりの見込みと確保のバランスがとれているかを確認するため、松川町子ども・子育て会議を毎年度開催し、点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるように管理します。





第6章
資料編

教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

国では、本事業の算定にあたり、教育・保育、地域子ども子育て支援事業を提供する区域を、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案して定め、区域ごとに需給計画を立てることとしています

しかし本町では、①昭和34年の合併以降に市町村合併はなく、すでに町全体の結びつきが十分であること②町全体の人口規模が小さく、これを分割する小学校区または行政区では、提供区域内での需給調整が難しいと考えられること③介護保険法における「介護保険事業計画・地域包括ケア計画」では、日常生活圏域を中学校区で1圏域と定めており、町域を圏域としていること等を考慮し、本町においては町全体を一つの区域として設定します。

2 教育・保育事業の量の見込みの算出について

(1) 「子ども・子育てに関するアンケート調査」について

平成30年度、子ども・子育て支援制度に沿った新たな教育・保育に関する施策検討のため、未就学及び小学校低学年児童保護者を対象に国が提示した調査項目に沿った「松川町子ども子育て支援事業計画に係るニーズ調査」を実施しました。この調査では、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込」の算出等のための手引き」に基づき、子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを把握するためニーズ量を算出しました。

(2) アンケート結果を基に量の見込を把握する教育・保育サービス等

以下については、全国共通で「量の見込」の算出を行うことが決められています。

	対象事業	認定区分	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園）	1号	3～5歳
2	保育認定 ①幼稚園 ②認定こども園及び保育所	2号	3～5歳
4	時間外保育事業		0～5歳
5	放課後児童健全育成事業		1～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）		0～5歳
7	地域子育て支援拠点事業		0～2歳
8	一時預り事業 ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ②その他		3～5歳 0～5歳
		9	病児保育
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		0～5歳 1～3年生

3 量の見込みと確保の内容

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

①教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

(認定者数)	実績	推計				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(A)	1	1	1	1	1	1
1号認定	1	1	1	1	1	—
2号認定(教育)	—	—	—	—	—	—
確保の内容(B)	1	1	1	1	1	1
B - A	0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

本町には、教育事業に対応できる施設がないため、希望理由によって他市町村の施設へ委託します。

②保育事業【2号認定（保育）、3号認定（1.2歳児）、3号認定（0歳児）】

(認定者数)	実績	推計				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(A)	416	441	444	433	412	406
2号認定(保育)	301	316	308	295	274	268
3号認定(1.2歳)	100	110	106	108	108	108
3号認定(0歳児)	15	15	30	30	30	30
確保の内容(B)	450	450	450	450	450	450
B - A	34	9	6	17	38	44

【確保の内容】

- 各園では、年齢ごとに定員を設けていないため、0～5歳児の保育園の利用全体の量の見込みに対して、確保が図られるようにしていきます。

2号認定（保育）：上片桐保育園・大島保育園・名子中央保育園・双葉保育園・福与保育園の5園で実施します。

3号認定（1.2歳）：上片桐保育園・大島保育園・名子中央保育園・双葉保育園・福与保育園（2歳のみ）の5園で実施します。

3号認定（0歳）：上片桐保育園・大島保育園・名子中央保育園・双葉保育園の4園で実施します。

- 保護者の就労状況等により、他市町村の施設へ委託します。

- 入園を希望する子どもの人数に対応できるように、保育室の整備及び有効利用、職員の採用などを行っていきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①時間外保育事業

保育園に通う子どもの通常の利用時間以外の時間において、延長保育を実施します。

(利用者数)	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(A)	111	150	150	150	150	150
確保の内容(B)	111	150	150	150	150	150
B - A	0	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の内容】

実施園：上片桐保育園・大島保育園・名子中央保育園・双葉保育園・福与保育園の5園で実施します。

実施日：月曜日～土曜日（但し、土曜日は大島保育園と福与保育園では行わない）

②放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室や児童館などを利用し適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

(登録児童数)	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(A)	245	260	266	261	259	256
確保の内容(B)	245	260	266	261	259	256
B - A	0	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の内容】

実施場所：名子児童館・上片桐児童館

③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設などを利用し必要な保護を行います。

(利用者数)	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(A)	3	5	5	5	5	5
確保の内容(B)	3	5	5	5	5	5
B - A	0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

実施場所：慈恵園・風越寮・風越乳児院

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(利用者数)	実績	推計				
	平成 30 年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (A)	7,776	8,000	7,916	7,718	7,700	7,700
確保の内容 (B)	7,776	8,000	7,916	7,718	7,700	7,700
B - A	0	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の内容】

実施場所：子育て支援センターおひさま

⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、認定子ども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において、一時的にお預かりし、必要な保護を行います。

【保育園での一時預り】

(延べ利用者数)	実績	推計				
	平成 30 年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (A)	472	600	600	600	600	600
確保の内容 (B)	472	600	600	600	600	600
B - A	0	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の内容】

実施場所：名子中央保育園

週 3 回程度、月 12 日を上限として保育園で一時的にお預かりします。

※幼稚園などにおける一時預り事業は、本町では実施していません。

⑥病児・病後児保育事業

病気・けが、また病気回復期にある保育園に通う子どもについて、病院・保育所において一時的に保育などを行います。

(延べ利用者数)	実績	推計				
	平成 30 年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (A)	11	30	30	30	30	30
確保の内容 (B)	11	30	30	30	30	30
B - A	0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

実施場所：(病児) 健和会病院 おひさま “はるる” (病後児) 上片桐保育園

⑦保育サポート事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児から小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を受けることを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

(延べ利用者数)	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(A)	3	3	3	3	3	3
確保の内容(B)	3	3	3	3	3	3
B - A	0	0	0	0	0	0

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

【確保の内容】

提供場所として「子育て支援センター おひさま」を利用するなど、利用しやすいサービス内容を提供すると共に、事業の周知に努めます。

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果 報告書(抜粋)

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援法の基づく松川町の事業計画策定にあたり、町民のニーズを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査対象

- ・調査地域 : 松川町全域
- ・調査対象者: 下記の表に記載
- ・調査期間 : 平成30年12月26日～平成31年1月22日
- ・調査方法 : 保育園・小学校を通じた配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
就学前児童	465	333	71.6%
就学児童(1～3年生)	294	236	80.3%
合計	759	569	75.0%

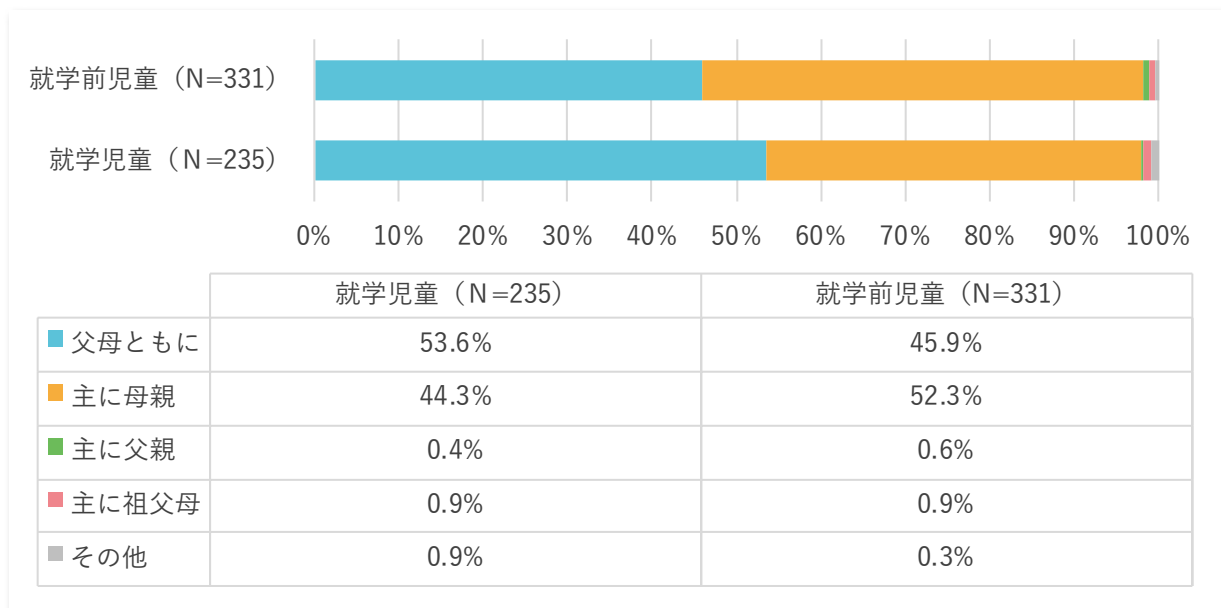
2 調査結果の詳細(内容)

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

① 子育てを主に行っている方<単数回答>

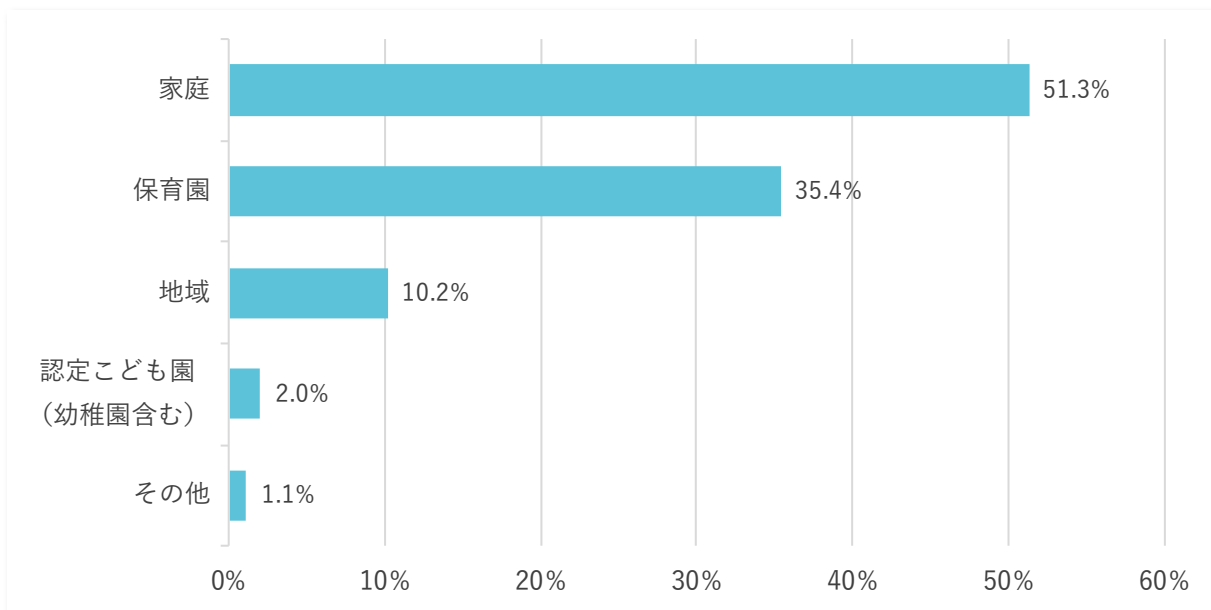
就学児童では「父母ともに」が53.6%、「主に母親」が44.3%となっています。

また、就学前児童では「母親」が52.3%、「父母ともに」が45.9%となっています。



②子育てや教育に影響すると思われる環境<<複数回答>>

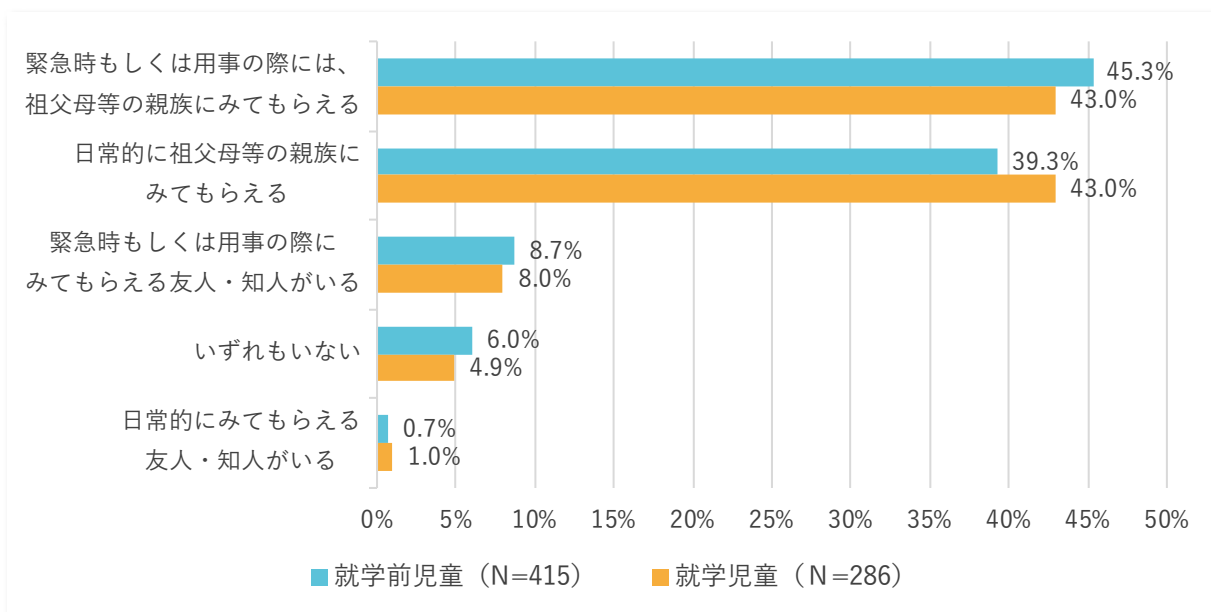
「家庭」が51.3%と最も高く、次いで「保育園」が35.4%、「地域」が10.2%となっています。



③日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無<<複数回答>>

就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等にみてもらえる」が45.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が39.3%となっており、「いずれもない」が6.0%となっています。

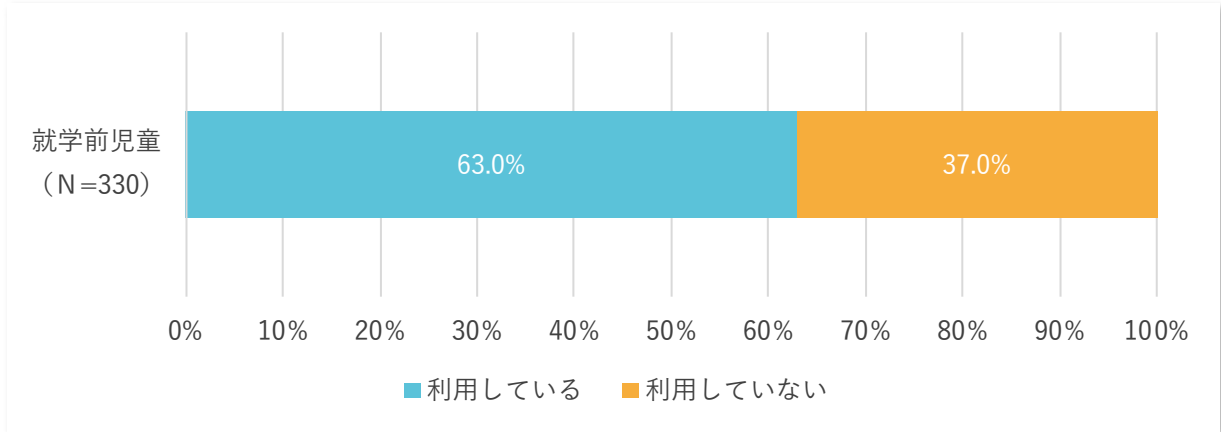
また、就学児童では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等にみてもらえる」が43.0%となっており、「いずれもない」が4.9%となっています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について (就学前児童)

①現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無<<単数回答>>

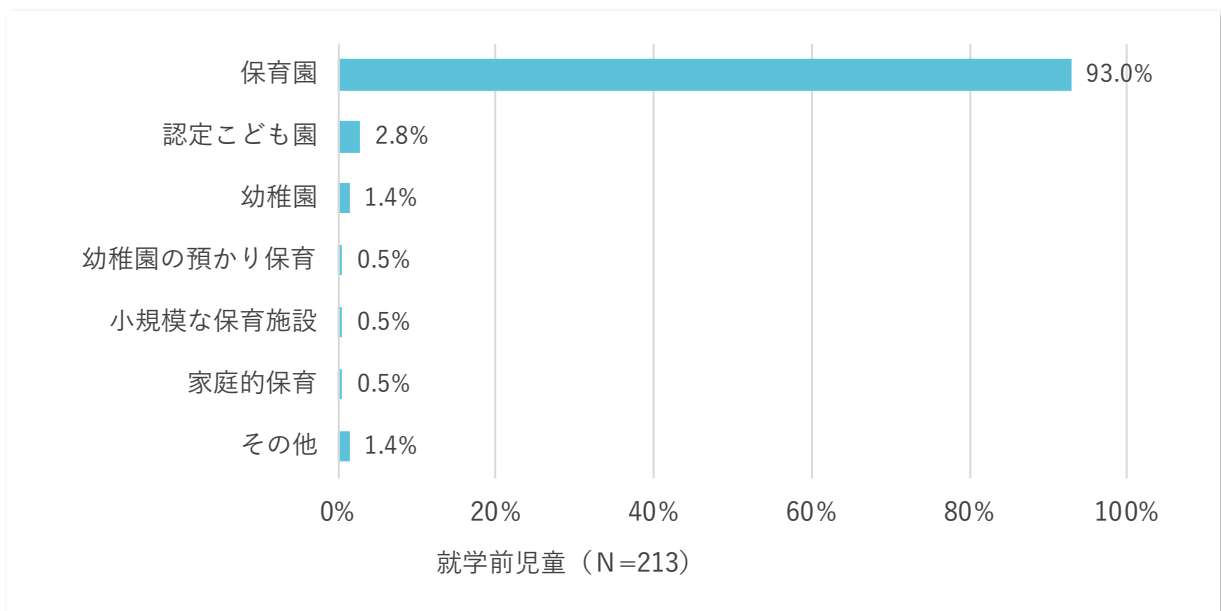
「利用している」が63.0%、「利用していない」が37.0%となっています。



①で「利用している」を選んだ方

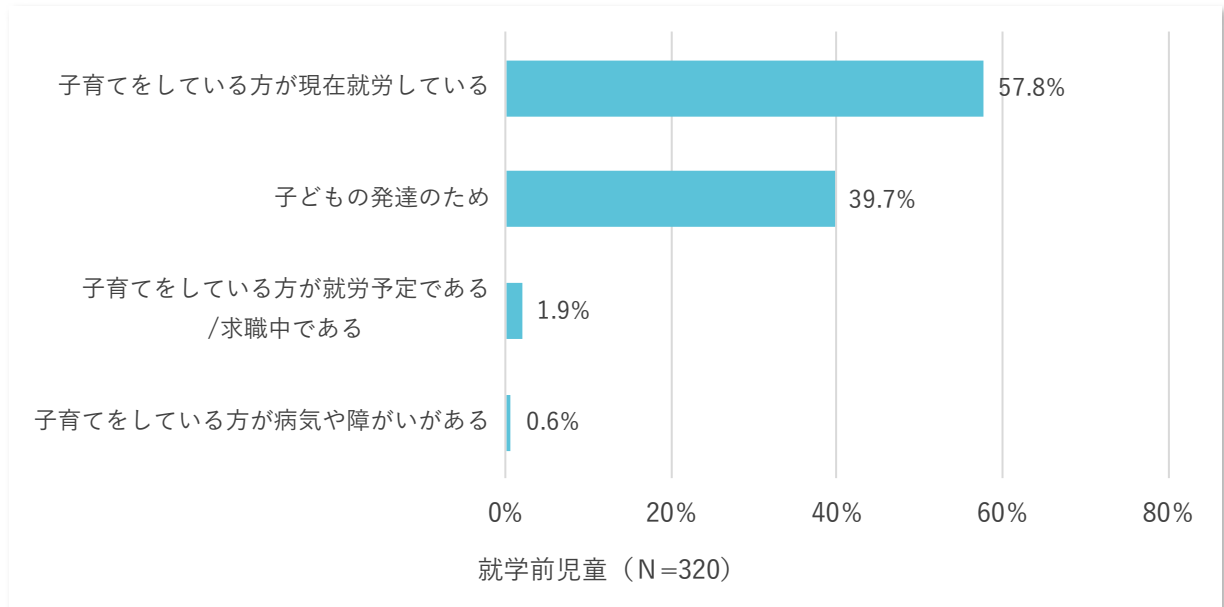
①-1 平日に利用している教育・保育事業<<複数回答>>

「保育園」が93.0%と最も高くなっています。



①-2 平日、教育・保育事業を利用している主な理由《複数回答》

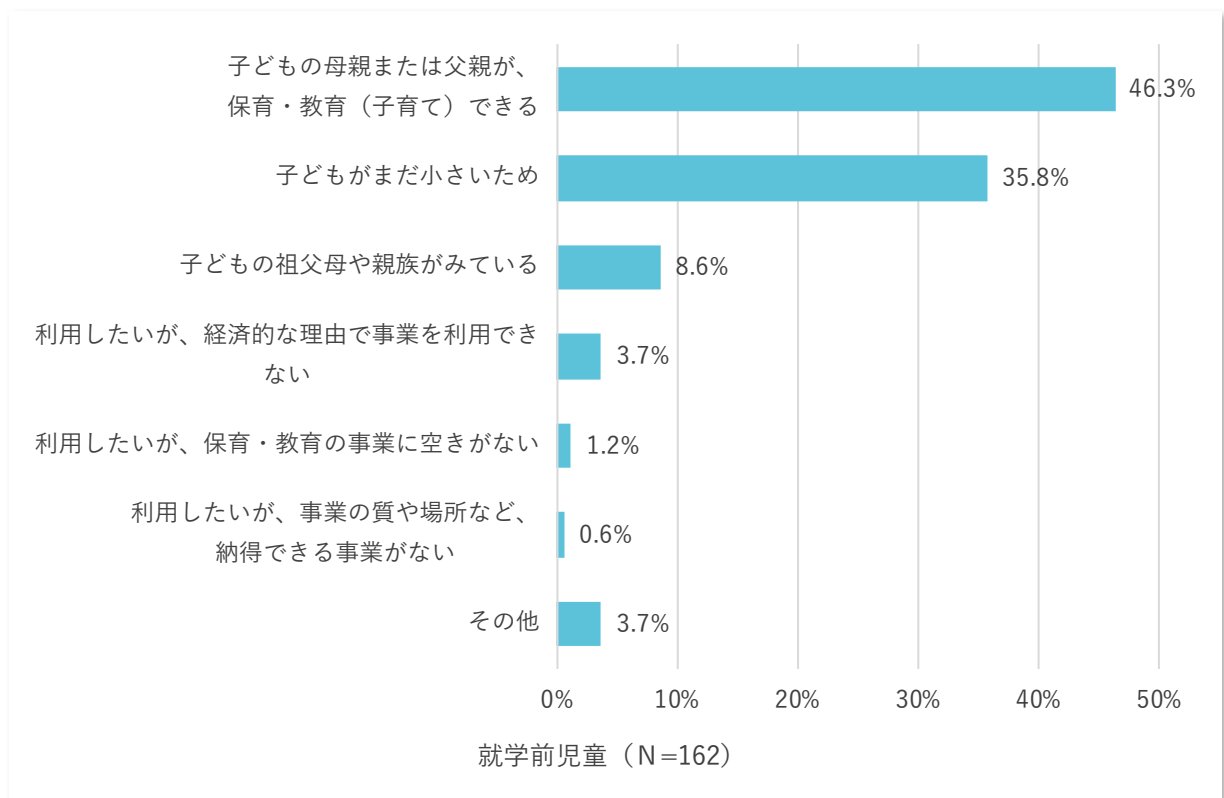
「子育てをしている方が現在就労している」が57.8%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が39.7%となっています。



①で「利用していない」を選んだ方

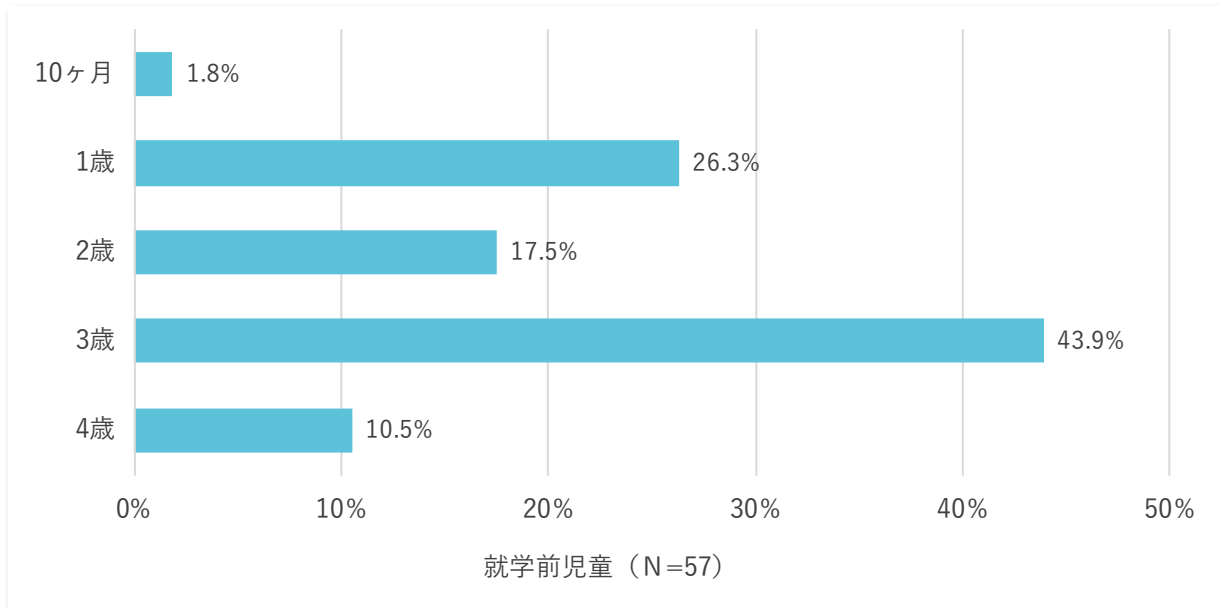
①-3 利用していない主な理由《複数回答》

「母親または父親が保育できる」が46.3%で多く、「子どもがまだ小さいため」35.8%が2番目に多くなっています。



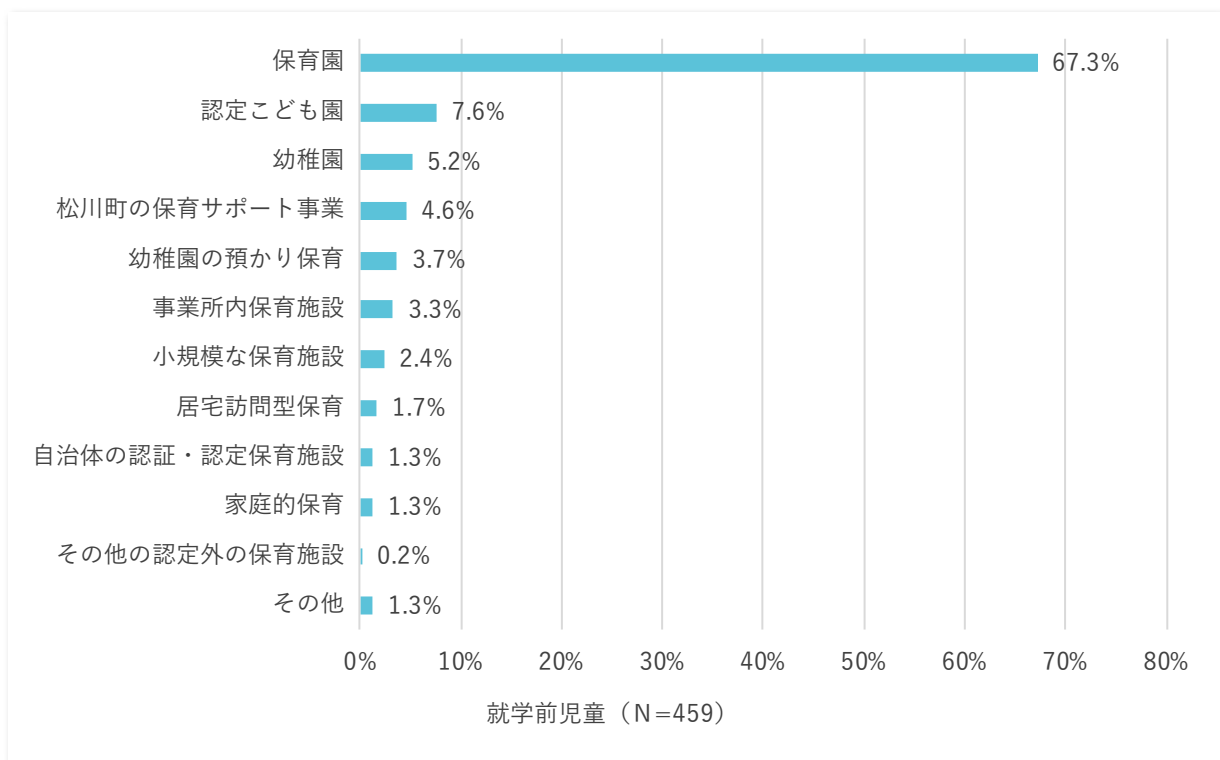
①-3で「子どもがまだ小さいため（〇歳くらいになったら利用しようと考えている）」を選んだ方

「子どもがまだ小さいため」と回答した人の利用しようとする年齢は「3歳」が43.9%と最も高く、次いで「1歳」が26.3%となっています。



②現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業<<複数回答>>

「保育園」が67.3%と最も高く、次いで「認定こども園」が7.6%となっています。

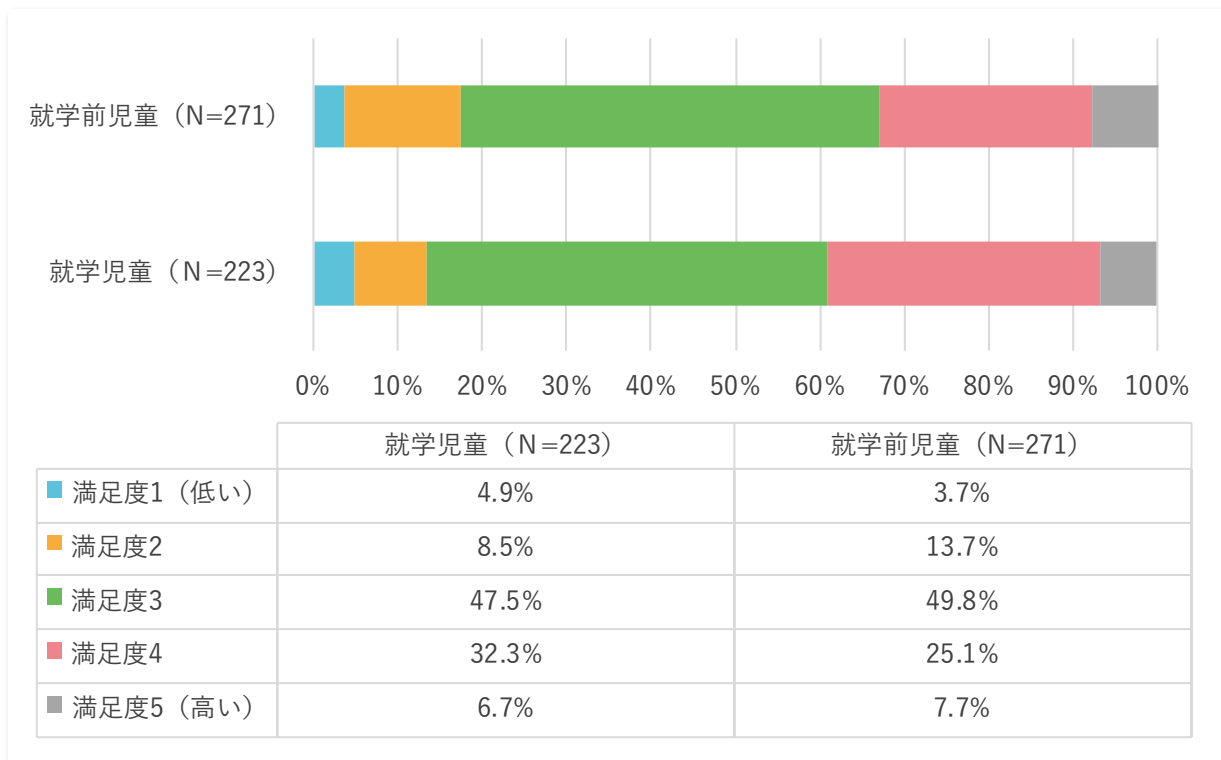


(3) 松川町における子育ての環境や支援への満足度

①子育ての環境や支援への満足度<<単数回答>>

就学前児童では「満足度3」が最も多い49.8%、2番目には「満足度4」で25.1%となっています。「満足度1」の回答は最も少なく3.7%となりました。

小学児童「満足度3」が最も多い47.5%、2番目には「満足度4」で32.3%となっています。「満足度1」、「満足度5」はいずれも1割に満たない数字となりました。



松川町子ども・子育て会議委員名簿

任期2年

区分	所属及び職名	氏名
町議会議員	社会文教委員長	松井 悦子
町議会議員	社会文教副委員長	中平 文夫
教育委員	教育長職務代理者	寺澤 美佐子
民生児童委員	主任児童委員	池上 幸治
民生児童委員	主任児童委員	宮下 千代子
小中学校PTA連絡協議会	中学校 PTA 会長	山崎 明梨
小中学校PTA連絡協議会	中学校 PTA 副会長	関島 みゆき
小中学校校長会	中学校長	渡邊 浩
小中学校養護教諭部会	中学校養護教諭	久保敷 晴子
保育園保護者会連合会	保護者会連合会会長	小池 健太
保育園保護者会連合会	保護者会連合会副会長	北林 麻里
児童館保護者会	名子児童館保護者会長	大藏 理江
児童館保護者会	上片桐児童館保護者会長	大澤 房枝
その他町長が必要と認める者	飯田女子短期大学	菱田 博之
その他町長が必要と認める者	有識者	宮下 千波
その他町長が必要と認める者	子育て支援センター おひさまクラブ代表	足立 理紗
その他町長が必要と認める者	ミニミニたんぽぽ代表	宮下 由美子

松川町子ども・子育て会議設置要綱

松川町子ども・子育て会議設置要綱

平成26年7月1日
告示第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、松川町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 松川町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 松川町次世代育成支援行動計画に関すること。
- (4) その他子ども・子育て支援に必要な事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 議会議員
- (2) 教育委員
- (3) 主任児童委員
- (4) 小中学校PTA連合会
- (5) 小中学校校長会
- (6) 小中学校養護教諭部会
- (7) 保育園保護者会連合会
- (8) 児童館保護者会
- (9) 公募委員
- (10) その他町長が必要と認める者

2 委員の定数は18人以内とする。

(任期)

第4条 会議の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は教育委員会事務局こども課内に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(松川町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 松川町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱（平成16年松川町要綱第14号）は廃止する。



松川町教育委員会事務局 こども課
〒399-3303
長野県下伊那郡松川町元大島 3823
TEL 0265-36-3111 (代表)
0265-36-7023 (直通)
FAX 0265-36-5091
